

## 委員からの質問 (Q &amp; A)

## 1 資料1-2 (使用水量の想定使用割合による) 試算表について

(1) 使用割合別に比較してあるが、25:75・・・等は本人からの申告ですか。それとも想定とあるので比較のためのものですか。

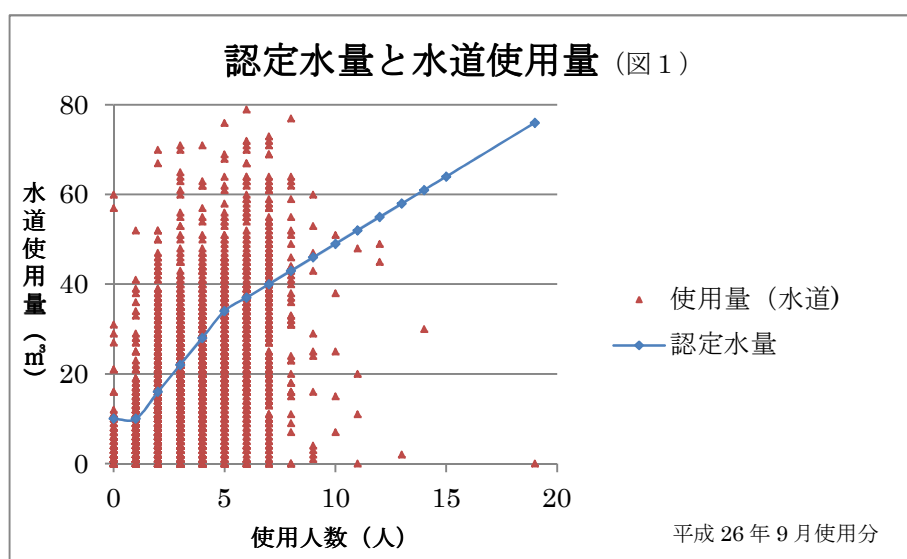
- ・各家庭で使用される実態は様々で、本人からの申告も求めているためその使用割合の把握はできていません。
- ・試算表はあくまでも井戸水等を使用される割合を仮定したもので、井戸水等の水量を含めた場合に、現在負担頂いている使用料とどの位の金額の差が生じているかを試算したものです。

(2) 実際に認定量をそんなに多く超えて使用されているのですか。

※1:そんなに件数が多いのか

※2:認定量を超える程使用量が多いのか

- ・井戸水等併用世帯の料金算定区分 (第1回会議、資料1、表-2) では、併用使用している3,625件のうち、認定水量を超え、水道比例となっている場合は28.7%の1,042件となっています。[※1]
- ・上水道の配管と井戸水等の配管を直結することはできませんので、それぞれの蛇口等を通じて使用されており、同一箇所 (例、炊事場) に両方の蛇口が設置されていなければ、その場所 (例、洗濯場、トイレ) での井戸水等は通年使用されることとなります。[※2]
- ・例えば、飲料水となる炊事場のみを上水道を使用し、その他は井戸水等を使用していれば、上水道の使用量と比べ、井戸水の使用割合は高くなっていると考えられます。[※2]



## 2 井戸水等併用の場合、世帯数で決められている認定水量は実際上水道の使用メータではどれだけの差があるのでしょうか。（1人の場合 10 m<sup>3</sup>となっているが、実際は 20、30 m<sup>3</sup>・・・のメータとなっているのですか）

- ・井戸水等の使用量は計量していないため、実数は分かりません。実際に使用されているその世帯でも把握はされていないのが現状です。
- ・一般的には、上水道は日頃から節水に心がけていても、井戸水等では節水が希薄となり、垂れ流しが無いとは言えないと考えられます。
- ・使用水量の想定使用割合による試算表（資料1－2）は、井戸水等の使用量を把握する方法として、その世帯において上水道に対しどの程度の割合で井戸水等を使用しているかを検証することで、井戸水等の使用量と使用料を把握しようとしたものです。
- ・使用割合を、25、50、75 としたのは、少ない、半々、多くの3パターンとしたものです。
- ・1人世帯で、井戸水等の使用割合が半々で上水道の使用が 10 m<sup>3</sup>であれば、20 m<sup>3</sup>を排水されていると判断できます。

## 3 認定量を超えて使用されている場合が多いのであれば、認定基準に問題があるのではないのでしょうか。

- ・図2（井戸水併用世帯の世帯人数別水道使用量）を見ると、認定水量の前後での使用実態があり、その状況は各世帯人数においても同様の傾向にあることから、認定基準に問題があるとは言えないと考えられます。
- ・一方、認定水量に近い世帯も各世帯人数においてあり、井戸水等を加えた排除水汚水量は認定水量を超えていると考えられるため、超えた部分は料金に反映されていないこととなります。